

あま市地域防災計画
(平成 23 年度修正案)

新 旧 対 照 表

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
20	<p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 4 節 河川防災対策計画</p> <p>第 2 現況</p> <p>本市には、一級河川の庄内川があり、二級河川である蟹江川、目比川、福田川、小切戸川、<u>新川、五条川</u>が流れているが、いずれも河川への自然排水が困難であり、排水機を設置し、強制排水を行っている。</p> <p>また、市街地の都市化、農地の宅地化、道路の舗装等により、保水、遊水能力が低下し、河川や排水路への流出が増大し、集中豪雨等による水害の危険が予想される。</p> <p>第 3 河川の維持修繕等の実施</p> <p>水害を未然に防止するため、河川改修の未整備な区間については、堤防の嵩上げ工事等の河川改修を県へ要請するものとする。</p> <p>河川の既整備区間については、平素から巡視を行い、河川施設の状況を把握し、<u>異常を認めたとときは、速やかに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、補修等を実施する。</u></p> <p>第 5 節 農地防災対策計画</p> <p>第 3 用排水施設整備事業の推進</p>	<p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 4 節 河川防災対策計画</p> <p>第 2 現況</p> <p>本市には、一級河川の庄内川、<u>新川、五条川</u>があり、二級河川である蟹江川、目比川、福田川、小切戸川が流れているが、いずれも河川への自然排水が困難であり、排水機を設置し、強制排水を行っている。</p> <p>また、市街地の都市化、農地の宅地化、道路の舗装等により、保水、遊水能力が低下し、河川や排水路への流出が増大し、集中豪雨等による水害の危険が予想される。</p> <p>第 3 河川の維持修繕等の実施</p> <p>水害を未然に防止するため、河川改修の未整備な区間については、堤防の嵩上げ工事等の河川改修を県へ要請するものとする。</p> <p>河川の既整備区間については、平素から巡視を行い、河川施設の状況を把握し、<u>必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修等を進める。</u></p> <p>第 5 節 農地防災対策計画</p> <p>第 3 用排水施設整備事業の推進</p>	<p>県計画との整合</p>
21	<p>自然的、社会的状況の変化、施設の脆弱化等により、農地、河川堤防、公共施設等に被害が生ずるのを防ぐため、土地改良区と協力して<u>頭首工、樋門、水路等の改修を推進する。</u></p>	<p>自然的、社会的状況の変化、施設の脆弱化等により、農地、河川堤防、公共施設等に被害が生ずるのを防ぐため、土地改良区と協力して樋門、水路等の改修を推進する。</p>	<p>県計画との整合</p>
22	<p>第 6 節 都市の防災化計画</p> <p>第 1 方針</p> <p><u>市街地において土地区画整理事業等による面的整備を行い、合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに、道路等交通施設、公園緑地等の公共空地等の都市施設については火災、風水害等の防災面に重点をおいた都市計画事業を推進する。</u></p> <p><u>特に、緑地の確保、公園及び街路の整備等を通じて、防災空間（オープンスペース）を整備する。</u></p> <p>第 2 土地区画整理事業等の推進</p> <p><u>市街化区域内の未整理地域において、土地区画整理事業、地区計画等を実施し、道路、公園及び上下水道等を整備して、計画的な市街化を図る。</u></p> <p>第 3 街路の整備</p> <p><u>市街地内道路の整備、拡幅により市街地内に防災空間を確保し、火災の延焼を防止し、非常災害時においては緊急輸送路及び避難路としての機能を確保する。</u></p>	<p>第 6 節 都市の防災化計画</p> <p>第 1 方針</p> <p><u>都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進する。</u></p> <p>第 2 マスタープラン等の策定</p> <p><u>都市計画区域マスタープラン及び市都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。</u></p>	<p>県計画との整合</p>

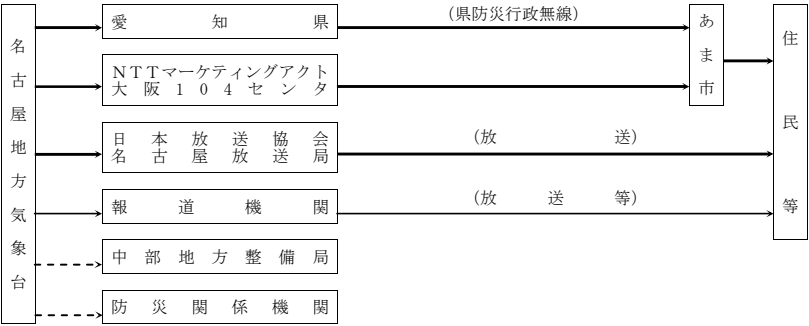
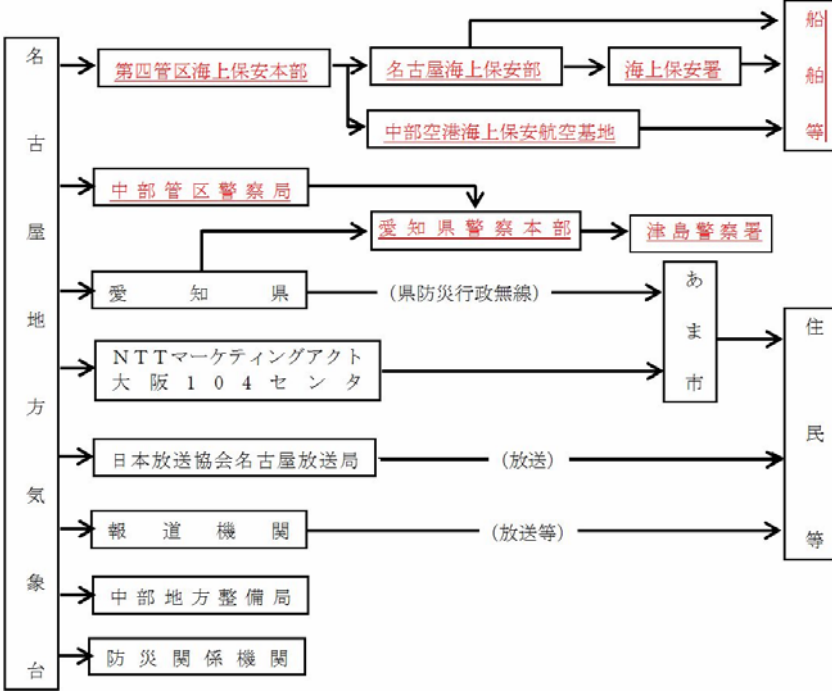
頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
22	<p>第 4 公園緑地の整備</p> <p><u>公園緑地等のオープンスペースは、住民のやすらぎのあるレクリエーションの場としての機能、環境保全の場としての機能だけでなく、災害時には避難地としての機能、延焼防止の機能を有するなど重要な役割を果たす。</u></p> <p><u>このため、市は、主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。</u></p> <p><u>また、施設面で外周部に植栽するなど緑化を行い、火災の拡大防止及び非常災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。</u></p> <p>第 5 防災街区等整備対策</p> <p><u>市街化が進んだ地域に対して、災害に強いまちづくりを展開し、防災街区の整備を進める。</u></p>	<p>第 3 防災上重要な都市施設の整備</p> <p>(1) <u>都市における道路の整備</u></p> <p><u>都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。</u></p> <p><u>このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。</u></p> <p>(2) <u>都市における公園等の整備</u></p> <p><u>都市における大震災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。</u></p> <p><u>都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を促進していく。</u></p> <p><u>また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。</u></p> <p>第 4 建築物の不燃化の促進</p> <p>(1) <u>準防火地域の指定</u></p> <p><u>市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。</u></p> <p>(2) <u>建築物の不燃対策</u></p> <p><u>市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。</u></p>	

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
		<p><u>特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。</u></p> <p><u>（建築基準法の防火規制）</u></p> <p><u>ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が 3 以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。</u></p> <p><u>イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が 3 以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が 1,000m² を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。</u></p> <p><u>ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする</u></p> <p>第 5 市街地の面的な整備・改善</p> <p><u>市街地開発事業等の推進</u></p> <p><u>土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設や調整池などの貯留施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。</u></p> <p><u>特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、地区計画制度など地域の状況に応じた手法により、都市基盤の改善を促進する。</u></p> <p><u>防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。</u></p>	

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
26	<p>第 10 節 文教対策計画</p> <p>第 6 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進</p> <p>文教施設・設備を災害から防護し、児童生徒の安全を図るため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による、不燃堅ろう構造化を促進する。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。</p> <p>第 17 節 高圧ガス保安対策</p> <p>第 1 保安指導の強化等</p>	<p>第 10 節 文教対策計画</p> <p>第 6 文教施設の耐震・耐火性能の保持</p> <p>文教施設・設備を災害から防護し、児童生徒の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。</p> <p>第 17 節 高圧ガス保安対策</p> <p>第 1 保安指導の強化等</p>	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>
35	<p>海部東部消防組合消防本部は、中部近畿産業保安監督部及び県が実施する、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するための保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を重点とした災害予防対策に協力する。</p>	<p>海部東部消防組合消防本部は、中部近畿産業保安監督部及び県が実施する、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するための保安意識の高揚、規制の強化、自主保安体制の整備を重点とした災害予防対策に協力する。</p>	

風水害等対策計画編

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由												
60	<p>第 3 章 災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 活動体制計画（組織の動員配備計画）</p> <p>第 3 非常配備</p> <p>8 関係機関への伝達</p> <table border="1" data-bbox="210 347 629 531"> <tr><td>伝 達 先 関 係 機 関</td></tr> <tr><td>あ ま 市 連 合 消 防 団</td></tr> <tr><td>海 部 東 部 消 防 組 合</td></tr> <tr><td>海 部 地 区 水 防 事 務 組 合</td></tr> <tr><td>海 部 県 民 セ ン タ ー</td></tr> <tr><td>津 島 警 察 署</td></tr> </table>	伝 達 先 関 係 機 関	あ ま 市 連 合 消 防 団	海 部 東 部 消 防 組 合	海 部 地 区 水 防 事 務 組 合	海 部 県 民 セ ン タ ー	津 島 警 察 署	<p>第 3 章 災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 活動体制計画（組織の動員配備計画）</p> <p>第 3 非常配備</p> <p>8 関係機関への伝達</p> <table border="1" data-bbox="1095 347 1514 531"> <tr><td>伝 達 先 関 係 機 関</td></tr> <tr><td><u>あ ま 市 消 防 団</u></td></tr> <tr><td>海 部 東 部 消 防 組 合</td></tr> <tr><td>海 部 地 区 水 防 事 務 組 合</td></tr> <tr><td>海 部 県 民 セ ン タ ー</td></tr> <tr><td>津 島 警 察 署</td></tr> </table>	伝 達 先 関 係 機 関	<u>あ ま 市 消 防 団</u>	海 部 東 部 消 防 組 合	海 部 地 区 水 防 事 務 組 合	海 部 県 民 セ ン タ ー	津 島 警 察 署	名称の整理
伝 達 先 関 係 機 関															
あ ま 市 連 合 消 防 団															
海 部 東 部 消 防 組 合															
海 部 地 区 水 防 事 務 組 合															
海 部 県 民 セ ン タ ー															
津 島 警 察 署															
伝 達 先 関 係 機 関															
<u>あ ま 市 消 防 団</u>															
海 部 東 部 消 防 組 合															
海 部 地 区 水 防 事 務 組 合															
海 部 県 民 セ ン タ ー															
津 島 警 察 署															
72	<p>第 2 節 通信運用計画</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第 3 市防災行政用無線の活用</p> <p>第 4 防災相互通信用無線局の活用</p> <p>第 5 電話・電報施設の優先利用</p>	<p>第 2 節 通信運用計画</p> <p><u>第 3 県防災情報システムの使用</u></p> <p><u>市は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。</u></p> <p><u>第 4 市防災行政用無線の活用</u></p> <p><u>第 5 防災相互通信用無線局の活用</u></p> <p><u>第 6 電話・電報施設の優先利用</u></p>	県計画との整合												
75	<p>第 6 有線通信途絶時の通信施設の優先利用（非常通信）</p>	<p><u>第 7 有線通信途絶時の通信施設の優先利用（非常通信）</u></p>													
76	<p>第 7 放送の依頼</p> <p>第 8 無線通信施設に障害が生じた場合の措置</p>	<p><u>第 8 放送の依頼</u></p> <p><u>第 9 無線通信施設に障害が生じた場合の措置</u></p>													

頁	旧 (平成 22 年度)	新 (平成 23 年度修正案)	修正の理由
78	<p>第3節 情報の収集・伝達計画 第2 災害情報等の収集及び伝達 3 気象警報等の伝達系統</p> <p>(1) 気象・水象に関する予報警報の伝達系統</p> 	<p>第3節 情報の収集・伝達計画 第2 災害情報等の収集及び伝達 3 気象警報等の伝達系統</p> <p>(1) 気象・水象に関する予報警報の伝達系統</p> 	<p>県計画との整合</p>

頁	旧 (平成 22 年度)	新 (平成 23 年度修正案)	修正の理由
78	<p>(2) 洪水予報の伝達系統</p> <p>ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 (木曽川・庄内川)</p> <p>(3) 水防警報の伝達系統</p> <p>ア 木曽川水防警報の伝達系統</p> <p>(木曽川水防警報) 名古屋地方気象台 → 海部県民センター → 関係建設事務所 → 水防事務組合</p> <p>中部地方整備局 木曽川下流河川事務所 → 愛知県 → 関係機関 → あま市 → 水害予防組合</p> <p>イ 庄内川水防警報の伝達系統</p> <p>(庄内川水防警報) 名古屋地方気象台 → 海部県民センター → 関係建設事務所 → 水防事務組合</p> <p>中部地方整備局 庄内川河川事務所 → 愛知県 → 関係機関 → あま市</p> <p>ウ 新川水防警報の伝達系統</p> <p>(新川水防警報) 名古屋地方気象台 → 海部県民センター → あま市 → 海部建設事務所 → 水防事務組合</p> <p>愛知県 尾張建設事務所 → あま市 → 海部建設事務所 → 水防事務組合</p>	<p>(2) 洪水予報の伝達系統</p> <p>ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 (木曽川・庄内川)</p> <p>(3) 水防警報の伝達系統</p> <p>ア 木曽川水防警報の伝達系統</p> <p>(木曽川水防警報) 名古屋地方気象台 → 海部県民センター → 関係建設事務所 → 海部地区水防事務組合</p> <p>中部地方整備局 木曽川下流河川事務所 → 愛知県 → 関係機関 → あま市 → 愛知県尾張水害予防組合</p> <p>イ 庄内川水防警報の伝達系統</p> <p>(庄内川水防警報) 名古屋地方気象台 → 海部県民センター → 関係建設事務所 → 海部地区水防事務組合</p> <p>中部地方整備局 庄内川河川事務所 → 愛知県 → 関係機関 → あま市</p> <p>ウ 新川水防警報の伝達系統</p> <p>(新川水防警報) 名古屋地方気象台 → 海部県民センター → あま市 → 海部建設事務所 → 海部地区水防事務組合</p> <p>愛知県 尾張建設事務所 → あま市 → 海部建設事務所 → 本庁関係課 → 愛知県尾張水害予防組合</p>	
79			

頁	旧 (平成 22 年度)	新 (平成 23 年度修正案)	修正の理由
80	<p>エ 日光川水防警報 (古瀬地区) の伝達系統</p> <p>(日光川水防警報)</p> <p>(4) 水位周知河川 (避難判断水位 (特別警戒水位))</p> <p>知事が通知する水位周知河川 (避難判断水位 (特別警戒水位)) は、次のとおりである。</p> <p>(五条川)</p> <p>(蟹江川・福田川)</p>	<p>エ 日光川水防警報 (古瀬地区) の伝達系統</p> <p>(日光川水防警報)</p> <p>(4) 水位周知河川 (避難判断水位 (特別警戒水位))</p> <p>知事が通知する水位周知河川 (避難判断水位 (特別警戒水位)) は、次のとおりである。</p> <p>(五条川)</p> <p>(蟹江川・福田川)</p>	

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
85	<p>第 3 被害情報</p> <p>1 被害情報の収集</p> <p>(2) 応援協定に基づく災害情報の把握</p> <p>市は、「災害時の情報収集及び提供並びに応急処置資器材等の提供等に関する協定」に基づき、愛知県石油商業組合から市内及び隣接市町における浸水状況、建物損壊状況等の災害情報を収集するものとする。</p> <p>また、「災害時の巡視業務及び応急処置資器材等の提供並びに応急工事に関する協定」に基づき、<u>市内建設業者等</u>に対して公共土木施設等の状況確認のための巡視を依頼するものとする。</p>	<p>第 3 被害情報</p> <p>1 被害情報の収集</p> <p>(2) 応援協定に基づく災害情報の把握</p> <p>市は、「災害時の情報収集及び提供並びに応急処置資器材等の提供等に関する協定」に基づき、愛知県石油商業組合から市内及び隣接市町における浸水状況、建物損壊状況等の災害情報を収集するものとする。</p> <p>また、「<u>災害時における応急措置に関する協定</u>」に基づき、<u>あま市建設業協会及びあま市造園緑化研究会</u>に対して公共土木施設等の状況確認のための巡視を依頼するものとする。</p>	名称の整理
86	<p>2 県等への被害状況の報告</p> <p>市は、市が所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を、逐次、電話等により県（海部県民センター）又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。</p>	<p>2 県等への被害状況の報告</p> <p>市は、市が所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を、逐次、電話等により県（海部県民センター）又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。</p> <p><u>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u></p> <p>また、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。</p>	県計画との整合
90	<p>第 4 節 災害広報計画</p> <p>第 2 広報活動</p> <p>2 広報手段</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(10)</u> その他広報手段</p>	<p>第 4 節 災害広報計画</p> <p>第 2 広報活動</p> <p>2 広報手段</p> <p><u>(10) ツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</u></p> <p><u>(11) その他広報手段</u></p>	

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
94	<p>第 6 節 避難計画</p> <p>第 2 避難のための準備情報・勧告・指示</p> <p>3 避難勧告・指示等の時期</p> <p>避難の勧告・指示等は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食糧品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。</p> <p>また、避難勧告や指示等に至る前から、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</p> <p>さらに、避難の勧告・指示等を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、指定河川洪水予報、<u>水位情報周知河川の（避難判断水位（特別警戒水位））</u>、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。</p> <p>なお、いったん設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく。</p>	<p>第 6 節 避難計画</p> <p>第 2 避難のための準備情報・勧告・指示</p> <p>3 避難勧告・指示等の時期</p> <p>避難の勧告・指示等は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食糧品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。</p> <p>また、避難勧告や指示等に至る前から、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</p> <p>さらに、避難の勧告・指示等を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、指定河川洪水予報、<u>水位周知河川の避難判断水位到達情報</u>、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。</p> <p>なお、いったん設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく。</p>	<p>県計画との整合</p>
101	<p>第 8 節 食品供給計画</p> <p>第 3 炊出しその他による食品の給与</p> <p>4 米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、<u>県、東海農政局</u>と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」により調達を図る。</p> <p>なお、市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、<u>東海農政局の最寄の地域課長</u>に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p>	<p>第 8 節 食品供給計画</p> <p>第 3 炊出しその他による食品の給与</p> <p>4 米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、<u>県と緊密な連絡</u>を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」により調達を図る。</p> <p>なお、市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、<u>農林水産省</u>に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p>	<p>県計画との整合</p>

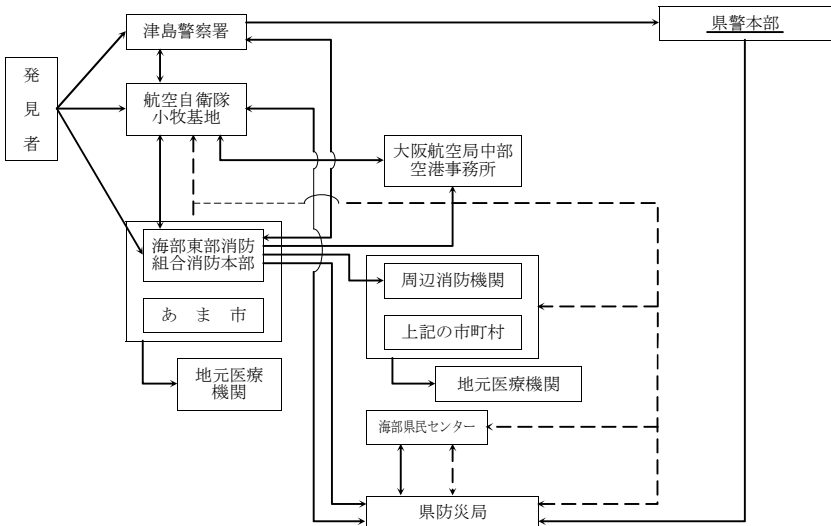
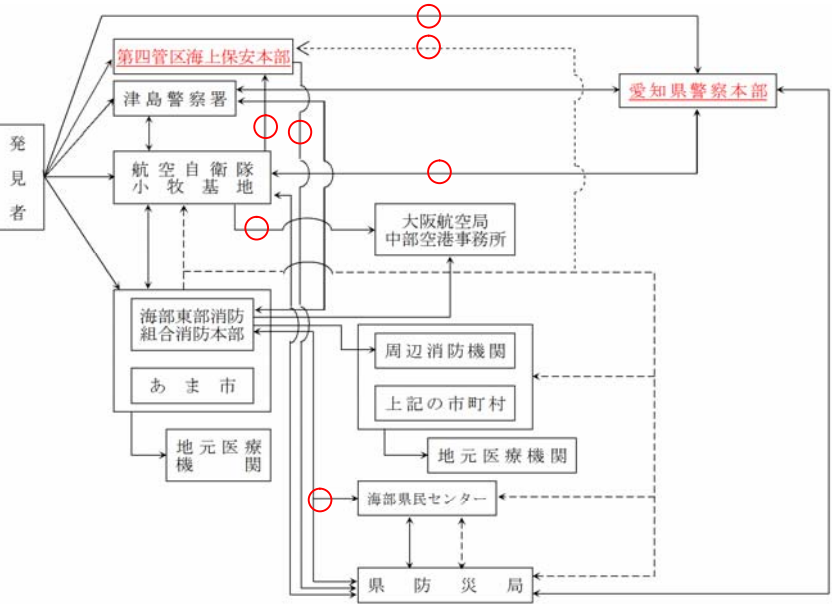
頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
101	<p>5 炊出し用として米穀（精米）を確保する手続図（災害救助法適用時）</p> <p>第 1 2 節 遺体の搜索・処理・埋火葬計画</p> <p>第 3 遺体の搜索・収容</p> <p>市は、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から判断して既に死亡していると推定される者について、津島警察署と県警察との緊密な連絡をとりながら、遺体の搜索を実施する。遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視（見分）を得たのち、速やかに収容する。</p> <p>検視（見分）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にしたうえで収容する。</p> <p>第 4 遺体の処理</p> <p>3 市は、検視（見分）及び医学的検査を終了した遺体について、概ね次により処理する。</p> <p>(1) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</p> <p>(2) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋火葬等の処置をするまで一時保存する。</p> <p>(3) 棺、骨つば、ドライアイス等の確保に努める。</p>	<p>5 炊出し用として米穀（精米）を確保する手続図（災害救助法適用時）</p> <p>第 1 2 節 遺体の搜索・処理・埋火葬計画</p> <p>第 3 遺体の搜索・収容</p> <p>市は、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から判断して既に死亡していると推定される者について、津島警察署と県警察との緊密な連絡をとりながら、遺体の搜索を実施する。遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視（見分）を得たのち、速やかに収容する。</p> <p>検視（見分）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にしたうえで収容する。</p> <p><u>自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。</u></p> <p>第 4 遺体の処理</p> <p>3 市は、検視（見分）及び医学的検査を終了した遺体について、概ね次により処理する。</p> <p>(1) 遺体収容及び一時保存</p> <p><u>遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。</u></p> <p>(2) 遺体の検視（見分）及び検案</p> <p><u>警察官又は海上保安官の遺体の検視（見分）を得るとともに、医療救護班等の医師に依頼して遺体（医師の診断中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を実施する。</u></p>	<p>修正の理由</p> <p>県計画との整合</p>
110			

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
	<p>第 5 遺体の埋火葬</p> <p>1 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。</p> <p>2 被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。</p>	<p><u>(3) 遺体の洗浄等</u> <u>検視（見分）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う</u></p> <p><u>(4) 遺体の身元確認及び引き渡し</u> <u>身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。</u> <u>なお、被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。</u></p> <p><u>(5) 応援要求</u> <u>自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県への遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。</u> <u>なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>第 5 遺体の埋火葬</p> <p>1 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 <u>死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに火葬（埋葬）許可証を交付する。</u></p> <p>2 遺体の搬送 <u>遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。</u></p> <p>3 埋火葬 <u>火葬（埋葬）許可書を確認し、遺体を埋火葬する。</u></p> <p>4 棺、骨つぼ等の支給 <u>棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。</u></p> <p>5 埋火葬相談窓口の設置 <u>速やかな埋火葬を要求する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。</u></p> <p>6 応援要求 <u>自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請するとともに、必要に応じて県へ応援を要求する。</u></p>	<p>県計画との整合と誤植修正</p>

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
112	<p>第 1 3 節 防疫・保健衛生計画</p> <p>第 4 健康管理</p> <p>市は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談を行うとともに、県と連携して保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行うものとする。</p> <p>とくに、災害時要援護者の健康状態には特段の配慮をするとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を実施する。</p> <p>第 5 避難所の生活環境管理</p> <p>市は、避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水については、特に滅菌して使用する。また、避難所の生活環境を確保及び衛生状態の保持のため、し尿処理などの衛生指導を行う。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第 1 3 節 防疫・保健衛生計画</p> <p>第 4 健康管理</p> <p>市は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や<u>口腔ケア</u>を行うとともに、県と連携して保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行うものとする。</p> <p>とくに、災害時要援護者の健康状態には特段の配慮をするとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を実施する。</p> <p>第 5 避難所の生活環境管理</p> <p>市は、避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水については、特に滅菌して使用する。また、避難所の生活環境を確保及び衛生状態の保持のため、し尿処理などの衛生指導を行う。</p> <p><u>避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
116	<p>第 1 6 節 応急住宅計画</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第 1 6 節 応急住宅計画</p> <p>第 3 被災住宅等の調査</p> <p><u>市は災害のため住家に被害が生じた場合、り災証明の発行、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急処理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実行する。</u></p> <p><u>1 住家の被害状況</u></p> <p><u>2 被災地における住民の動向</u></p> <p><u>3 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等</u></p> <p><u>4 その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</u></p>	
117	<p>第 3 応急仮設住宅の建設</p> <p>第 4 被災住宅の応急修理</p> <p>1 応急修理住宅の選定</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第 5 応援要請</p>	<p>第 4 応急仮設住宅の建設</p> <p>第 5 被災住宅の応急修理</p> <p>1 応急修理住宅の選定</p> <p><u>（4）給付対象者の範囲</u></p> <p><u>半壊等の住宅被害を受け、応急処理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</u></p> <p>第 6 応援要請</p>	

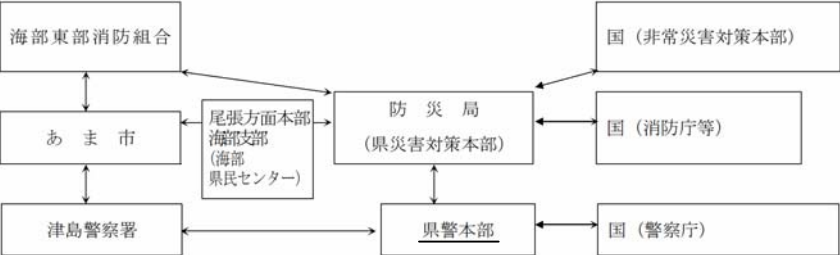
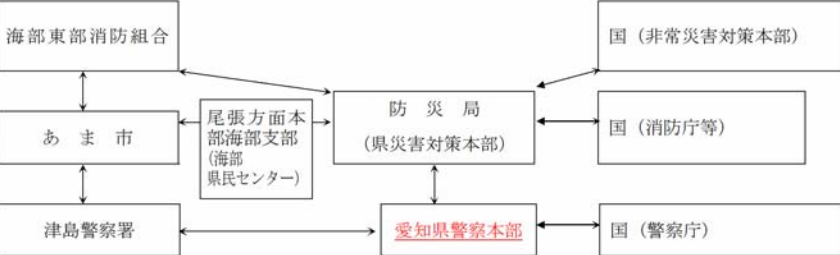
頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
117	第 6 公共賃貸住宅への一時入居計画	第 7 公共賃貸住宅への一時入居計画	
118	第 7 災害救助法による実施基準	第 8 災害救助法による実施基準	
	第 1 7 節 文教災害対策計画	第 1 7 節 文教災害対策計画	県計画との整合
	第 8 教科書・学用品等の給与	第 8 教科書・学用品等の給与	
121	市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した児童及び生徒に	市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した児童及び生徒に	
	対して、教科書・学用品等を給与する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊	対して、教科書・学用品等を給与する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊	
	数等を、「事故発生報告について」（平成 4 年 3 月 23 日 4 教総第 79 号）別紙様式 5 により、速	数等を、「事故発生等の報告について（平成 22 年 3 月 26 日 21 教総第 947 号）」別紙様式 6 に	
	やかに県教育委員会に報告するものとする。	より、速やかに（7 日以内）県教育委員会に報告するものとする。	
	第 1 9 節 道路交通対策計画	第 1 9 節 道路交通対策計画	名称の整理
	第 2 道路災害対策	第 2 道路災害対策	
	2 実施内容	2 実施内容	
126	(8) 応急処置資機材等の確保が困難な場合は、「災害時の巡視業務及び応急処置資機材等の	(8) 応急処置資機材等の確保が困難な場合は、「災害時における応急措置に関する協定」に	
	提供並びに応急工事に関する協定」に基づき、協定業者に応援を依頼する。それでもなお	基づき、協定業者に応援を依頼する。それでもなお対処が困難な場合は、県及び他の市町	
	対処が困難な場合は、県及び他の市町村に応援を求めるものとする。	村に応援を求めるものとする。	
	(省略)	(省略)	
	第 2 4 節 消防活動計画	第 2 4 節 消防活動計画	
	第 1 組織	第 1 組織	名称の整理
140	附属資料 ○あま市連合消防団の構成及び分団の担当区域	附属資料 ○あま市消防団の構成及び分団の担当区域	
	第 4 消防団活動	第 4 消防団活動	
	あま市連合消防団は、火災が発生した場合、海部東部消防組合消防本部と協力して消火活動	あま市消防団は、火災が発生した場合、海部東部消防組合消防本部と協力して消火活動を実	
	を実施する。各区域を担当する分団は、地域住民等と協力して、初期消火活動にあたり、火	施する。各区域を担当する分団は、地域住民等と協力して、初期消火活動にあたり、火災の	
	災の拡大を防止する。	拡大を防止する。	
	また、救助活動、負傷者の救護及び安全な場所への搬送を行う。	また、救助活動、負傷者の救護及び安全な場所への搬送を行う。	
	さらに、火災の拡大に伴い、市が付近住民に対して避難の勧告・指示をした場合は、直ちに	さらに、火災の拡大に伴い、市が付近住民に対して避難の勧告・指示をした場合は、直ちに	
	これを住民に伝達し、市長、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、	これを住民に伝達し、市長、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、	
	住民を安全な場所に誘導、避難する。	住民を安全な場所に誘導、避難する。	
	附属資料 ○あま市連合消防団保有の消防力	附属資料 ○あま市消防団保有の消防力	
	第 5 消防相互応援	第 5 消防相互応援	
	1 応援協力依頼	1 応援協力依頼	
	市長は、あま市連合消防団及び海部東部消防組合消防本部の消防力をもってしても火災の	市長は、あま市消防団及び海部東部消防組合消防本部の消防力をもってしても火災の鎮圧	
	鎮圧が困難な場合、他市町村へ応援を要請する。	が困難な場合、他市町村へ応援を要請する。	
	(省略)	(省略)	

頁	旧 (平成 22 年度)	新 (平成 23 年度修正案)	修正の理由
144	<p>第 2 6 節 航空機事故による災害対策計画</p> <p>第 3 情報の伝達系統</p> <p>1 民間航空機の場合</p> <p>(注) 伝達手段 —— 一般加入電話 < 副次ルート > ----- 県防災行政無線</p>	<p>第 2 6 節 航空機事故による災害対策計画</p> <p>第 3 情報の伝達系統</p> <p>1 民間航空機の場合</p> <p>(注) 伝達手段 —— 一般加入電話 < 副次ルート > ----- 県防災行政無線</p> <p>※ 海上の事故及び事故により海上に被害が拡大する恐れがある場合</p>	<p>県計画との整合</p>

頁	旧 (平成 22 年度)	新 (平成 23 年度修正案)	修正の理由
145	<p data-bbox="183 183 369 207">2 自衛隊機の場合</p>  <p data-bbox="197 774 481 901">(注) 伝達手段 ————— 一般加入電話 <副次ルート> ----- 県防災行政無線</p>	<p data-bbox="1070 183 1256 207">2 自衛隊機の場合</p>  <p data-bbox="1079 853 1364 981">(注) 伝達手段 ————— 一般加入電話 <副次ルート> ----- 県防災行政無線</p>	<p data-bbox="1957 183 2130 247">県計画との整合と 誤植修正</p>

頁	旧 (平成 22 年度)	新 (平成 23 年度修正案)	修正の理由
147	<p>第 2 7 節 鉄道災害対策計画</p> <p>第 3 情報の伝達系統</p>	<p>第 2 7 節 鉄道災害対策計画</p> <p>第 3 情報の伝達系統</p>	<p>県計画との整合</p>
149	<p>第 2 8 節 放射性物質及び原子力災害応急対策計画</p> <p>第 3 実施内容</p> <p>1 市の措置</p> <p>(2) 情報の収集・伝達系統図</p>	<p>第 2 8 節 放射性物質及び原子力災害応急対策計画</p> <p>第 3 実施内容</p> <p>1 市の措置</p> <p>(2) 情報の収集・伝達系統図</p>	<p>県計画との整合</p>

頁	旧 (平成 22 年度)	新 (平成 23 年度修正案)	修正の理由
150	<p>(4) 特定事象発生時の応急対策</p> <p>イ 情報の収集・伝達系統図</p>	<p>(4) 特定事象発生時の応急対策</p> <p>イ 情報の収集・伝達系統図</p>	
151	<p>(5) 緊急事態応急対策</p> <p>イ 情報の収集・伝達系統図</p>	<p>(5) 緊急事態応急対策</p> <p>イ 情報の収集・伝達系統図</p>	
152	<p>第 2 9 節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策計画</p> <p>第 3 実施内容</p> <p>1 市及び海部東部消防組合消防本部の措置</p> <p>附属資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海部東部消防組合保有の消火力及び消防水利の現況 ○あま市連合消防団保有の消火力 	<p>第 2 9 節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策計画</p> <p>第 3 実施内容</p> <p>1 市及び海部東部消防組合消防本部の措置</p> <p>附属資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海部東部消防組合保有の消火力及び消防水利の現況 ○あま市消防団保有の消火力 	名称の整理

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
155	<p>第 3 1 節 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第 3 情報の伝達系統</p> 	<p>第 3 1 節 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第 3 情報の伝達系統</p> 	県計画との整合
162	<p>第 3 5 節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第 3 派遣要請を依頼する災害</p> <p>自衛隊の派遣要請を依頼する基準は、災害が発生し、若しくは発生しようとしているときで、人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が市において不可能又は困難であり、自衛隊による活動が必要であると認められるときとする。</p>	<p>第 3 5 節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第 3 派遣要請を依頼する災害</p> <p>自衛隊の派遣要請を依頼する基準は、災害が発生し、若しくは発生しようとしているときで、人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が市において不可能又は困難であり、自衛隊による活動が必要であると認められるときとする。</p> <p><u>この場合において、市長は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じ通知する。</u></p>	県計画との整合
163	<p>第 5 災害派遣要請等手続</p> <p>1 災害派遣依頼</p> <p>(図下)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第 5 災害派遣要請等手続</p> <p>1 災害派遣依頼</p> <p>(図下)</p> <p><u>(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部海部支部（海部県民センター長）へも連絡すること。</u></p>	

風水害等対策計画編

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
175	<p>第 4 章 災害復旧計画</p> <p>第 2 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>第 2 激甚災害の指定</p> <p>2 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p> <p>ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業</p> <p>ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業</p> <p>第 3 節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>第 3 住宅復興資金</p>	<p>第 4 章 災害復旧計画</p> <p>第 2 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>第 2 激甚災害の指定</p> <p>2 激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p> <p>ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業</p> <p>ケ 障害者支援施設等災害復旧事業</p> <p>第 3 節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>第 3 住宅復興資金</p>	<p>県計画との整合</p>
176	<p>住宅に災害を受けた者に対しては、住宅金融公庫法（昭和 25 年法律第 156 号）の規定により、災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。</p>	<p>住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。</p>	

地震災害対策計画編

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 計画の目的・方針等</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 計画の目的・方針等</p> <p>第 4 東日本大震災を踏まえた今後の対応</p> <p><u>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 という国内観測史上最大の規模となる地震により、東日本各地に未曾有の被害をもたらしたところである。</u></p> <p><u>今回の地震は、近い将来東海地震、東南海地震、南海地震の三連動地震の発生により、大規模な被害が予想されているあま市においても、従来の防災対策を見直す大きな転機としなければならぬ。</u></p> <p><u>今後、専門家の意見も踏まえながらこの地震の検証を行い、あま市における地震対策に反映させていくとともに、この計画についても必要な修正を速やかに行い、その後新たな被害予測が出された際には、これを踏まえた抜本的な修正を行っていくものとする。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
181	<p>第 2 節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 市</p> <p>(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、<u>地震予知情報等</u>を含む。）の収集伝達を行う。</p> <p>(3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、<u>地震予知情報等</u>を含む。）を行う。</p>	<p>第 2 節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 市</p> <p>(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、<u>東海地震に関連する情報等</u>を含む。）の収集伝達を行う。</p> <p>(3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、<u>東海地震に関連する情報等</u>を含む。）を行う。</p>	<p>県計画との整合</p>
182	<p>2 県</p> <p>(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、<u>地震予知情報等</u>を含む。）の収集伝達を行う。</p> <p>(2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、<u>地震予知情報等</u>を含む。）を行う。</p>	<p>2 県</p> <p>(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、<u>東海地震に関連する情報等</u>を含む。）の収集伝達を行う。</p> <p>(2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、<u>東海地震に関連する情報等</u>を含む。）を行う。</p>	
183	<p>3 津島警察署</p> <p>(4) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、<u>地震予知情報等</u>を含む。）の伝達を行う。</p>	<p>3 津島警察署</p> <p>(4) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、<u>東海地震に関連する情報等</u>を含む。）の伝達を行う。</p>	

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
183	<p>5 指定地方行政機関</p> <p>(1) 名古屋地方気象台</p> <p>イ 次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。</p> <p>(イ) 東海地震に関連する情報（東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報）</p>	<p>5 指定地方行政機関</p> <p>(1) 名古屋地方気象台</p> <p>イ 次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。</p> <p>(イ) 東海地震に関連する情報（<u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u>、東海地震注意情報、東海地震予知情報）</p>	
185	<p>(4) 東海農政局</p> <p>コ <u>米穀の応急食糧を調達・供給する。</u></p> <p>サ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売り業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>シ 食糧の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p>	<p>(4) 東海農政局</p> <p>コ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売り業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>サ 食糧の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p>	
187	<p>7 指定公共機関</p> <p>(3) 西日本電信電話株式会社</p> <p>ア 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p> <p>イ 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</p> <p>(4) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ</p> <p>ア 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p> <p>イ 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</p>	<p>7 指定公共機関</p> <p>(3) 西日本電信電話株式会社</p> <p>ア 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、<u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u>等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p> <p>イ 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、<u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u>等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</p> <p>(4) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ</p> <p>ア 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、<u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u>等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p> <p>イ 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、<u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u>等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</p>	
188	<p>(9) 日本放送協会名古屋放送局</p> <p>エ 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、<u>地震予知情報等の</u>放送を行う。</p>	<p>(9) 日本放送協会名古屋放送局</p> <p>エ 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、<u>東海地震に関連する情報等の</u>放送を行う。</p>	

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
188	<p>(10) 中日本高速道路株式会社</p> <p>ア 警戒宣言、<u>地震予知情報等</u>を伝達する。</p> <p>第3節 あま市の特質と災害要因</p> <p>第3 社会的条件</p>	<p>(10) 中日本高速道路株式会社</p> <p>ア 警戒宣言、<u>東海地震に関連する情報等</u>を伝達する。</p> <p>第3節 あま市の特質と災害要因</p> <p>第3 社会的条件</p>	<p>県計画との整合</p>
194	<p>地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。</p> <p>社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えらると思われる。</p> <p>第1は、<u>人口の増加に加え、近年の地価高騰による土地利用の変化により市街地中心部でのビルの高層化等が進み、また大規模宅地造成や埋立による住宅団体の形成が進んだことである。これらは災害時における被災人口の増大と火災の多発、延焼地域の拡大の危険性を高めている。</u></p> <p>また、急速な高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大等、災害時要援護者の増大も<u>見逃せないところである。</u></p> <p>第2に、<u>人々の生活様式の変化により、電力、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることである。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。</u></p> <p>また、行政機関においても<u>その依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。</u></p> <p>第3は、自動車、鉄道等の高速交通機関の<u>発達である。</u></p> <p><u>自動車は、それ自体から出火したり、市街地火災の延焼拡大の媒体となることが考えられるが、それよりも大量の自動車によって引き起こされる交通混雑が被害を著しく拡大することが予想される。</u></p> <p><u>一方、高速大量輸送機関である鉄道の発展により利便性は増大したが、大地震による被害の危険性も増大している。</u></p> <p>第4に、産業の発展による危険物等の集積である。</p> <p>本市においても、毒物・劇物等を大量に取り扱う施設があり、大規模な地震が発生した場合、火災、爆発、有害物質の漏洩等が心配されるところである。</p>	<p>地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。</p> <p>社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えらると思われる。</p> <p>第1は、<u>高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化が進み、居住地域自体も拡大している。このため、一部では人口の密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。</u></p> <p>また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大<u>など</u>、災害時要援護者の増大も<u>懸念されている。</u></p> <p>第2に、電力、ガス、水道、下水道、電話等<u>は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が災害により被害を受けると、その復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。</u></p> <p>また、<u>災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も懸念される。</u></p> <p>第3は、自動車、鉄道等の高速交通機関<u>は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混雑が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられる。</u></p> <p><u>また、大量輸送機関である鉄道は、大規模化、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。</u></p> <p>第4に、産業の発展による危険物等の集積である。</p> <p>本市においても、毒物・劇物等を大量に取り扱う施設があり、大規模な地震が発生した場合、火災、爆発、有害物質の漏洩等が心配されるところである。</p>	

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
	<p>第5に、<u>コミュニティ意識の低下である。地震災害を最小限に食い止めるためには、「自分の家やまちは自分で守る。」という一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等の地域における災害文化の形成が欠かせないものである。</u></p> <p><u>このような急速な社会的条件の変化によって、地震による被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化し、同時複合的な現れ方をするものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。</u></p> <p><u>したがって、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくことが必要である。</u></p>	<p>第5に、<u>地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下しており、地域防災力の低下が懸念されている。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。</u></p> <p><u>こうしたことから、災害に対する社会的脆弱性を克服する必要があるが、現状ではこうした様々な災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。</u></p>	

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
195	<p>第 4 節 予想される地震災害</p> <p>第 2 東海地震・東南海地震等の被害予測結果</p> <p>1 被害予測調査の概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>平成13年度に国の中央防災会議において東海地震の震源域が見直され、平成14年4月には東海地震に係る地震防災対策強化地域が、愛知県内においては従来の新城市1市から名古屋市を含む58市町村（平成15年8月20日現在、57市町村）に拡大して指定された。また、平成13年9月、国の地震調査研究推進本部は、東南海地震の今後30年以内の発生確率が50パーセント程度と公表した。</p>	<p>第 4 節 予想される地震災害</p> <p>第 2 東海地震・東南海地震等の被害予測結果</p> <p>1 被害予測調査の概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>平成13年度に国の中央防災会議において東海地震の震源域が見直され、平成14年4月には東海地震に係る地震防災対策強化地域が、愛知県内においては従来の新城市1市から名古屋市を含む51市町村（平成23年4月1日現在）に拡大して指定された。また、平成13年9月、国の地震調査研究推進本部は、東南海地震の今後30年以内の発生確率が50パーセント程度と公表した。</p>	<p>県計画との整合</p>

地震災害対策計画編

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
203	<p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 3 節 都市防災化計画</p> <p>第 1 方針</p> <p>地震時における住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市の防災対策に関する総合的な対策を推進しなければならない。</p> <p>本市も人口の増加に伴い、都市化、危険物施設の増大、自動車の激増、中高層ビルなど新しい都市施設の出現等、震災拡大につながる社会的要因が増大し、大地震がひとたび発生すると、かつてない大被害をこうむるおそれがある。</p> <p>これに対して、道路等の公共施設の耐震化や公的建築物、民間の特殊建築物あるいは特定の地区を対象とした耐震化、不燃化を図っているところであるが、個々の安全性の確保だけでは限界があり、震災時における広域的な対応としては、市全体の防災構造化を図る必要がある。</p> <p>そのための施策として、前述した公共施設等の耐震不燃化に加えて、市街地等におけるオープンスペースの確保が重要である。特に、平成 7 年の阪神・淡路大震災においても、広幅員の道路による延焼阻止効果が顕著であったほか、身近な住区基幹公園が住民の一時避難地として利用されたり、都市基幹公園などが救急活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことから、避難路、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する。</p> <p>また、街路等の未整備地区、木造老朽家屋の密集地域等、土地区画整理事業などの整備基盤が行われていない地域は、地震による著しい被害を受けやすいため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地整備を今後とも一層促進する。</p> <p>さらに、都市計画においては、今後の市街地形成の進捗状況等を勘案して防火地域、準防火地域の指定による面的な不燃化を進める。</p> <p>第 2 建築物の不燃化の促進</p> <p>1 防火地域、準防火地域の指定</p> <p>市街地には建築物が密集しており、地震による火災の被害発生のおそれが大きい。</p> <p>これに対処するため、火災が起きた場合に、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防火に対する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として防火地域制が採用されている。</p> <p>防火地域・準防火地域は建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地の区域に指定することとなっている。</p>	<p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 3 節 都市防災化計画</p> <p>第 1 方針</p> <p>地震時における住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市の防災対策に関する総合的な対策を推進しなければならない。</p> <p>本市も人口の増加に伴い、都市化、危険物施設の増大、自動車の激増、中高層ビルなど新しい都市施設の出現等、震災拡大につながる社会的要因が増大し、大地震がひとたび発生すると、かつてない大被害をこうむるおそれがある。</p> <p>これに対して、道路等の公共施設の耐震化や公的建築物、民間の特殊建築物あるいは特定の地区を対象とした耐震化、不燃化を図っているところであるが、個々の安全性の確保だけでは限界があり、震災時における広域的な対応としては、市全体の防災構造化を図る必要がある。</p> <p>そのための施策として、前述した公共施設等の耐震不燃化に加えて、市街地等におけるオープンスペースの確保が重要である。特に、平成 7 年の阪神・淡路大震災においても、広幅員の道路による延焼阻止効果が顕著であったほか、身近な住区基幹公園が住民の一時避難地として利用されたり、都市基幹公園などが救急活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことから、避難路、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する。</p> <p>また、街路等の未整備地区、木造老朽家屋の密集地域等、土地区画整理事業などの整備基盤が行われていない地域は、地震による著しい被害を受けやすいため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地整備を今後とも一層促進する。</p> <p>さらに、都市計画においては、今後の市街地形成の進捗状況等を勘案して防火地域、準防火地域の指定による面的な不燃化を進める。</p> <p><u>なお、詳細については、第 1 編風水害対策計画第 2 章第 6 節「都市の防災化計画」に定めるところによる。</u></p>	<p>県計画との整合</p>

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
204	<p>2 緑地保全地区の指定</p> <p>市街地内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地帯等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然的環境を有する緑地は、緑地保全地区に指定し、積極的に保全していく。</p> <p>3 都市公園の整備</p> <p>公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、これらの機能は都市公園整備計画の中でも、環境保全、スポーツ・レクリエーション機能とともに重要視されている。</p> <p>都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。</p> <p>また、都市公園法施行令の改正等に伴い、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及びヘリポートの公園内設置が限定的に認められた。これらの制度を活用しつつ、災害時の多目的利用が可能な広場の確保、耐火効果に優れた樹木による緑化などに努める。</p> <p>第4 土地区画整理事業の推進</p> <p>土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に対して援助を行うなど、土地区画整理事業を積極的に推進することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図るものとする。</p> <p>第5 住宅市街地総合整備事業の推進</p> <p>老朽住宅の建替えや地区施設の整備を行う住宅市街地総合整備事業を推進することにより、居住環境の整備と防災性の向上を図るものとする。</p> <p>第6節 建築物耐震推進計画</p> <p>第3 一般建築物の耐震性の向上促進</p>	<p>第6節 建築物耐震推進計画</p> <p>第3 一般建築物の耐震性の向上促進</p>	<p>県計画との整合</p>
211	<p>1 住宅地震相談・一般建築相談の体制強化</p> <p>県は、住宅に関する地震対策や一般の建築相談に応ずるため、中央県民生活プラザに相談コーナーを設けているので、市は、広報紙等を通じて住民に同施設の周知を図る。</p>	<p>1 民間木造住宅の耐震診断・耐震改修促進</p>	
212	<p>2 民間木造住宅の耐震診断・耐震改修促進</p> <p>3 既存コンクリートブロック塀等点検・補強指導の強化</p> <p>4 コンクリートブロック塀等設計施工指針の普及</p> <p>5 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進</p> <p>6 住宅等地震対策普及啓発の推進</p> <p>7 愛知県建築物地震対策推進協議会における取り組み</p> <p>8 その他の安全対策</p>	<p>2 既存コンクリートブロック塀等点検・補強指導の強化</p> <p>3 コンクリートブロック塀等設計施工指針の普及</p> <p>4 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進</p> <p>5 住宅等地震対策普及啓発の推進</p> <p>6 愛知県建築物地震対策推進協議会における取り組み</p> <p>7 その他の安全対策</p>	

地震災害対策計画編

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由																												
234	<p>第 3 章 東海地震に関する事前対策計画</p> <p>第 2 節 地震災害警戒本部の設置及び要員の参集</p> <p>第 1 方針</p> <p>東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ (図中)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">東海地震観測情報</div> <p>第 3 節 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報</p> <p>第 1 方針</p> <p>警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関する情報（東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関と連携し、確実に情報を伝達するものとする。</p> <p>また、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、市は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。</p> <p>第 2 警戒宣言等の伝達等</p> <p>1 伝達系統</p> <p>(1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>市の防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震予知情報</td> <td>東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、<u>本情報解除</u>が発表される。</td> <td>・警戒宣言の周知 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報</td> <td>東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、<u>本情報解除</u>が発表される。</td> <td>・準備行動の実施 ・住民への広報</td> </tr> <tr> <td>東海地震観測情報</td> <td>東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に、この情報文の冒頭で「東海地震との関連性を調査中」と明記して発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、「東海地震観測情報（調査中）を解除」と明記して発表される。</td> <td>・情報収集連絡体制</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	市の防災対応	東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、 <u>本情報解除</u> が発表される。	・警戒宣言の周知 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策	東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、 <u>本情報解除</u> が発表される。	・準備行動の実施 ・住民への広報	東海地震観測情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に、この情報文の冒頭で「東海地震との関連性を調査中」と明記して発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、「東海地震観測情報（調査中）を解除」と明記して発表される。	・情報収集連絡体制	<p>第 3 章 東海地震に関する事前対策計画</p> <p>第 2 節 地震災害警戒本部の設置及び要員の参集</p> <p>第 1 方針</p> <p>東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ (図中)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">東海地震に関連する調査情報</div> <p>第 3 節 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報</p> <p>第 1 方針</p> <p>警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））の内容、その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関と連携し、確実に情報を伝達するものとする。</p> <p>また、東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、市は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。</p> <p>第 2 警戒宣言等の伝達等</p> <p>1 伝達系統</p> <p>(1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>市の防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震予知情報</td> <td>東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、<u>その旨が本情報で</u>発表される。</td> <td>・警戒宣言の周知 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報</td> <td>東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、<u>その旨が本情報で</u>発表される。</td> <td>・準備行動の実施 ・住民への広報</td> </tr> <tr> <td>東海地震に関連する調査情報</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">臨時</td> <td>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される</td> </tr> <tr> <td>定例</td> <td>毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。</td> </tr> </table> </td> <td>・情報収集連絡体制</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	市の防災対応	東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、 <u>その旨が本情報で</u> 発表される。	・警戒宣言の周知 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策	東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、 <u>その旨が本情報で</u> 発表される。	・準備行動の実施 ・住民への広報	東海地震に関連する調査情報	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">臨時</td> <td>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される</td> </tr> <tr> <td>定例</td> <td>毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。</td> </tr> </table>	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	・情報収集連絡体制	<p>県計画との整合</p> <p>県計画との整合</p>
種類	内容	市の防災対応																													
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、 <u>本情報解除</u> が発表される。	・警戒宣言の周知 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策																													
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、 <u>本情報解除</u> が発表される。	・準備行動の実施 ・住民への広報																													
東海地震観測情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に、この情報文の冒頭で「東海地震との関連性を調査中」と明記して発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、「東海地震観測情報（調査中）を解除」と明記して発表される。	・情報収集連絡体制																													
種類	内容	市の防災対応																													
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、 <u>その旨が本情報で</u> 発表される。	・警戒宣言の周知 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策																													
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、 <u>その旨が本情報で</u> 発表される。	・準備行動の実施 ・住民への広報																													
東海地震に関連する調査情報	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">臨時</td> <td>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される</td> </tr> <tr> <td>定例</td> <td>毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。</td> </tr> </table>	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	・情報収集連絡体制																									
臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される																														
定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。																														

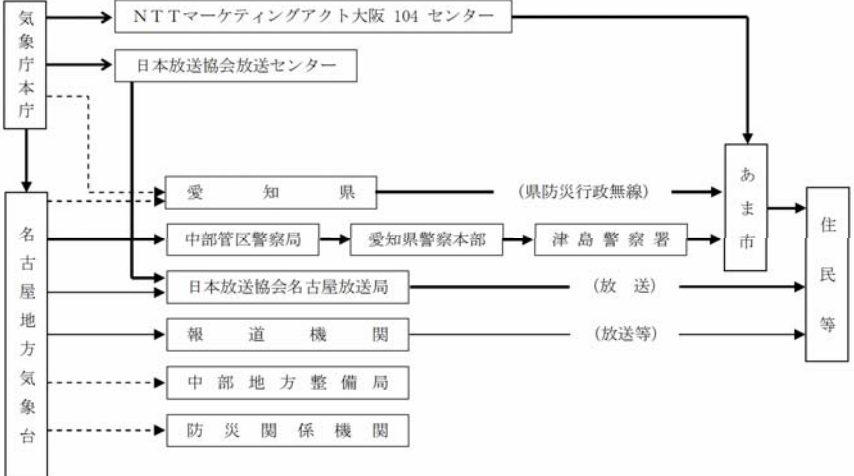

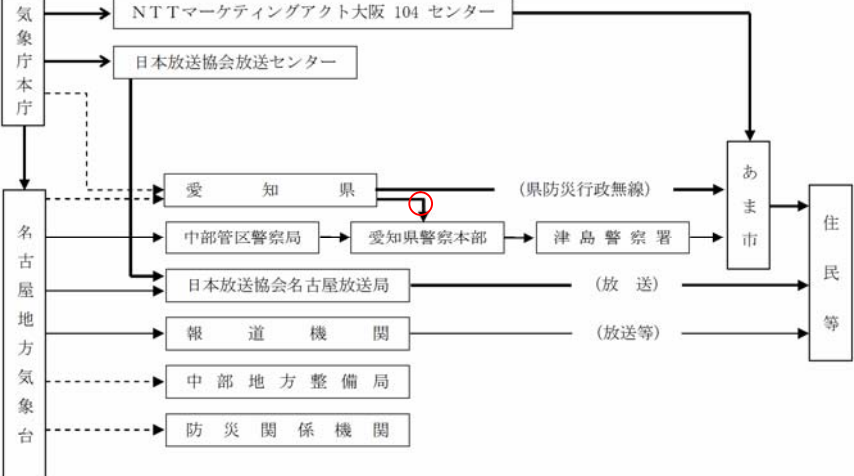

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
244 247 248	<p>第 5 節 発災に備えた直前対策</p> <p>第 4 社会秩序の維持対策</p> <p>2 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達に対する協力を行う。</p> <p>第 5 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>5 放送</p> <p>日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。</p> <p>また、地震予知情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。</p> <p>なお、放送にあつては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。</p> <p>第 7 金融対策</p> <p>2 保険会社の措置</p> <p>本市に営業所を置く保険会社は、警戒宣言が発せられた場合には、次の措置をとる。</p> <p>(3) 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険会社の円滑な遂行を期するため、営業の開始・再開は行わない。</p>	<p>第 5 節 発災に備えた直前対策</p> <p>第 4 社会秩序の維持対策</p> <p>2 警戒宣言及び東海地震に関連する情報等の伝達に対する協力を行う。</p> <p>第 5 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>5 放送</p> <p>日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。</p> <p>また、東海地震に関連する情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。</p> <p>なお、放送にあつては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。</p> <p>第 7 金融対策</p> <p>2 保険会社及び少額短期保険業者への措置</p> <p>本市に営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者は、警戒宣言が発せられた場合には、次の措置をとる。</p> <p>(3) 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険会社及び少額短期保険業者の円滑な遂行を期するため、営業の開始・再開は行わない。</p>	<p>県計画との整合</p>

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
248	<p>3 証券会社の措置</p> <p>本市に営業所を置く証券会社は、警戒宣言が発せられた場合には、次の措置をとる。</p> <p>(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等の窓口における営業を停止する。</p> <p>(2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。</p> <p>(3) 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の証券会社の円滑な遂行を期すため、営業の開始・再開は行わない。</p> <p>(4) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行う。</p> <p>(5) 発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置を講ずる。</p> <p>第6節 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>第2 道路</p> <p>1 市ホームページ等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。</p> <p>なお、東海地震観測情報が発表された場合においても、市ホームページ等により、その内容を伝達するものとする。</p> <p>第4 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>1 一般的事項</p> <p>(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置</p> <p>ア 東海地震観測情報が発表された場合</p> <p>庁舎、住民が利用する施設において、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震観測情報の伝達に努める。</p> <p>第8節 住民のとるべき措置</p> <p>第1 方針</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、住民は、それぞれの家庭及び職場において、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>また、東海地震観測情報及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。</p>	<p>3 証券会社等の措置</p> <p>本市に営業所又は事務所を置く証券会社等は、警戒宣言が発せられた場合には、次の措置をとる。</p> <p>(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等の窓口における業務を停止する。</p> <p>(2) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。</p> <p>(3) 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の証券会社等の円滑な遂行を期すため、窓口業務の開始・再開は行わない。</p> <p>(4) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の業務を行う。</p> <p>(5) 発災後の証券会社等業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置を講ずる。</p> <p>第6節 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>第2 道路</p> <p>1 市ホームページ等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。</p> <p>なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合においても、市ホームページ等により、その内容を伝達するものとする。</p> <p>第4 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>1 一般的事項</p> <p>(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置</p> <p>ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合</p> <p>庁舎、住民が利用する施設において、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。</p> <p>第8節 住民のとるべき措置</p> <p>第1 方針</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、住民は、それぞれの家庭及び職場において、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。</p>	<p>県計画との整合</p>
255	<p>259</p>	<p>259</p>	<p>県計画との整合</p>
259	<p>259</p>	<p>259</p>	<p>県計画との整合</p>

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
259	<p>第2 対策</p> <p>1 家庭においてとるべき措置</p> <p>(6) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとる。</p>	<p>第2 対策</p> <p>1 家庭においてとるべき措置</p> <p>(6) 灯油等危険物やLPガスの安全措置をとる。</p>	

地震災害対策計画編

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由																																																
262	<p>第 4 章 災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 活動体制計画（組織の動員配備計画）</p> <p>第 3 非常配備</p> <p>1 非常配備の区分</p> <table border="1" data-bbox="219 347 1039 815"> <thead> <tr> <th colspan="2">非常配備の種類</th> <th colspan="2">時期</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>始期</th> <th>終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 1 非常配備</td> <td>準備配備</td> <td>1 市内において震度4の地震が発生したとき。 2 東海地震の観測情報が発せられたとき。</td> <td>災害のおそれがない事が確認したとき、又は初動体制に移行した場合。</td> </tr> <tr> <td>初動体制</td> <td>1 市内において震度4の地震が発生した場合において総務部長が第1非常配備を指令したとき。 2 東海地震の注意情報が発せられたとき。</td> <td>災害のおそれがなくなり応急対策活動が完了し、総務部長が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。</td> </tr> <tr> <td>第 2 非常配備</td> <td>警戒体制</td> <td>1 市内において震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 東海地震予知情報が発表されたとき。 3 その他、本部長が必要と判断したとき。</td> <td>災害の拡大のおそれがなくなり、応急対策活動がおおむね完了し、本部長が指令したとき又は第3非常配備が指令されたとき。</td> </tr> <tr> <td>第 3 非常配備</td> <td>非常体制</td> <td>1 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 2 その他、本部長が必要と判断したとき。</td> <td>応急対策活動がすべて完了し、本部長が指令したとき。</td> </tr> </tbody> </table>	非常配備の種類		時期				始期	終期	第 1 非常配備	準備配備	1 市内において震度4の地震が発生したとき。 2 東海地震の観測情報が発せられたとき。	災害のおそれがない事が確認したとき、又は初動体制に移行した場合。	初動体制	1 市内において震度4の地震が発生した場合において総務部長が第1非常配備を指令したとき。 2 東海地震の注意情報が発せられたとき。	災害のおそれがなくなり応急対策活動が完了し、総務部長が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。	第 2 非常配備	警戒体制	1 市内において震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 東海地震予知情報が発表されたとき。 3 その他、本部長が必要と判断したとき。	災害の拡大のおそれがなくなり、応急対策活動がおおむね完了し、本部長が指令したとき又は第3非常配備が指令されたとき。	第 3 非常配備	非常体制	1 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 2 その他、本部長が必要と判断したとき。	応急対策活動がすべて完了し、本部長が指令したとき。	<p>第 4 章 災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 活動体制計画（組織の動員配備計画）</p> <p>第 3 非常配備</p> <p>1 非常配備の区分</p> <table border="1" data-bbox="1106 347 1926 850"> <thead> <tr> <th colspan="2">非常配備の種類</th> <th colspan="2">時期</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>始期</th> <th>終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 1 非常配備</td> <td>準備配備</td> <td>1 市内において震度4の地震が発生したとき。 2 東海地震に関する調査情報（臨時）が発せられたとき。</td> <td>災害のおそれがない事が確認したとき、又は初動体制に移行した場合。</td> </tr> <tr> <td>初動体制</td> <td>1 市内において震度4の地震が発生した場合において総務部長が第1非常配備を指令したとき。 2 東海地震の注意情報が発せられたとき。</td> <td>災害のおそれがなくなり応急対策活動が完了し、総務部長が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。</td> </tr> <tr> <td>第 2 非常配備</td> <td>警戒体制</td> <td>1 市内において震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 東海地震予知情報が発表されたとき。 3 その他、本部長が必要と判断したとき。</td> <td>災害の拡大のおそれがなくなり、応急対策活動がおおむね完了し、本部長が指令したとき又は第3非常配備が指令されたとき。</td> </tr> <tr> <td>第 3 非常配備</td> <td>非常体制</td> <td>1 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 2 その他、本部長が必要と判断したとき。</td> <td>応急対策活動がすべて完了し、本部長が指令したとき。</td> </tr> </tbody> </table>	非常配備の種類		時期				始期	終期	第 1 非常配備	準備配備	1 市内において震度4の地震が発生したとき。 2 東海地震に関する調査情報（臨時）が発せられたとき。	災害のおそれがない事が確認したとき、又は初動体制に移行した場合。	初動体制	1 市内において震度4の地震が発生した場合において総務部長が第1非常配備を指令したとき。 2 東海地震の注意情報が発せられたとき。	災害のおそれがなくなり応急対策活動が完了し、総務部長が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。	第 2 非常配備	警戒体制	1 市内において震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 東海地震予知情報が発表されたとき。 3 その他、本部長が必要と判断したとき。	災害の拡大のおそれがなくなり、応急対策活動がおおむね完了し、本部長が指令したとき又は第3非常配備が指令されたとき。	第 3 非常配備	非常体制	1 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 2 その他、本部長が必要と判断したとき。	応急対策活動がすべて完了し、本部長が指令したとき。	<p>県計画との整合及び名称の整理</p>		
非常配備の種類		時期																																																	
		始期	終期																																																
第 1 非常配備	準備配備	1 市内において震度4の地震が発生したとき。 2 東海地震の観測情報が発せられたとき。	災害のおそれがない事が確認したとき、又は初動体制に移行した場合。																																																
	初動体制	1 市内において震度4の地震が発生した場合において総務部長が第1非常配備を指令したとき。 2 東海地震の注意情報が発せられたとき。	災害のおそれがなくなり応急対策活動が完了し、総務部長が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。																																																
第 2 非常配備	警戒体制	1 市内において震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 東海地震予知情報が発表されたとき。 3 その他、本部長が必要と判断したとき。	災害の拡大のおそれがなくなり、応急対策活動がおおむね完了し、本部長が指令したとき又は第3非常配備が指令されたとき。																																																
第 3 非常配備	非常体制	1 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 2 その他、本部長が必要と判断したとき。	応急対策活動がすべて完了し、本部長が指令したとき。																																																
非常配備の種類		時期																																																	
		始期	終期																																																
第 1 非常配備	準備配備	1 市内において震度4の地震が発生したとき。 2 東海地震に関する調査情報（臨時）が発せられたとき。	災害のおそれがない事が確認したとき、又は初動体制に移行した場合。																																																
	初動体制	1 市内において震度4の地震が発生した場合において総務部長が第1非常配備を指令したとき。 2 東海地震の注意情報が発せられたとき。	災害のおそれがなくなり応急対策活動が完了し、総務部長が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。																																																
第 2 非常配備	警戒体制	1 市内において震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 東海地震予知情報が発表されたとき。 3 その他、本部長が必要と判断したとき。	災害の拡大のおそれがなくなり、応急対策活動がおおむね完了し、本部長が指令したとき又は第3非常配備が指令されたとき。																																																
第 3 非常配備	非常体制	1 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 2 その他、本部長が必要と判断したとき。	応急対策活動がすべて完了し、本部長が指令したとき。																																																
264	<p>8 関係機関への伝達</p> <table border="1" data-bbox="400 946 866 1142"> <thead> <tr> <th colspan="4">伝達先関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あ</td> <td>ま</td> <td>市</td> <td>連 合 消 防 団</td> </tr> <tr> <td>海</td> <td>部</td> <td>東 部</td> <td>消 防 組 合 消 防 本 部</td> </tr> <tr> <td>海</td> <td>部</td> <td>地 区</td> <td>水 防 事 務 組 合</td> </tr> <tr> <td>海</td> <td>部</td> <td>県</td> <td>民 セ ン タ ー</td> </tr> <tr> <td>津</td> <td>島</td> <td>警</td> <td>察 署</td> </tr> </tbody> </table>	伝達先関係機関				あ	ま	市	連 合 消 防 団	海	部	東 部	消 防 組 合 消 防 本 部	海	部	地 区	水 防 事 務 組 合	海	部	県	民 セ ン タ ー	津	島	警	察 署	<p>8 関係機関への伝達</p> <table border="1" data-bbox="1265 946 1731 1142"> <thead> <tr> <th colspan="4">伝達先関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あ</td> <td>ま</td> <td>市</td> <td>消 防 団</td> </tr> <tr> <td>海</td> <td>部</td> <td>東 部</td> <td>消 防 組 合 消 防 本 部</td> </tr> <tr> <td>海</td> <td>部</td> <td>地 区</td> <td>水 防 事 務 組 合</td> </tr> <tr> <td>海</td> <td>部</td> <td>県</td> <td>民 セ ン タ ー</td> </tr> <tr> <td>津</td> <td>島</td> <td>警</td> <td>察 署</td> </tr> </tbody> </table>	伝達先関係機関				あ	ま	市	消 防 団	海	部	東 部	消 防 組 合 消 防 本 部	海	部	地 区	水 防 事 務 組 合	海	部	県	民 セ ン タ ー	津	島	警	察 署	
伝達先関係機関																																																			
あ	ま	市	連 合 消 防 団																																																
海	部	東 部	消 防 組 合 消 防 本 部																																																
海	部	地 区	水 防 事 務 組 合																																																
海	部	県	民 セ ン タ ー																																																
津	島	警	察 署																																																
伝達先関係機関																																																			
あ	ま	市	消 防 団																																																
海	部	東 部	消 防 組 合 消 防 本 部																																																
海	部	地 区	水 防 事 務 組 合																																																
海	部	県	民 セ ン タ ー																																																
津	島	警	察 署																																																

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
266	<p>第3節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 地震に関する情報及び伝達</p> <p>2 地震情報の伝達</p> <p>(1) 気象庁、名古屋地方気象台の措置</p>  <p>(2) 県における措置</p>  <p>凡例 — 県・消防庁に集まった震度情報の流れ 市町村で計測した震度情報の流れ</p>	<p>第3節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 地震に関する情報及び伝達</p> <p>2 地震情報の伝達</p> <p>(1) 気象庁、名古屋地方気象台の措置</p>  <p>(2) 県における措置</p>  <p>凡例 — 県・消防庁に集まった震度情報の流れ 市町村で計測した震度情報の流れ</p>	<p>県計画との整合</p>
268	<p>第4節 災害広報計画</p> <p>第2 広報活動</p> <p>2 広報手段</p> <p>(追加)</p> <p>(10) その他広報手段</p>	<p>第4節 災害広報計画</p> <p>第2 広報活動</p> <p>2 広報手段</p> <p>(10) ツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</p> <p>(11) その他広報手段</p>	<p>県計画との整合</p>

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
287	<p>第 2 6 節 電力施設対策計画</p> <p>第 3 大規模災害が発生した場合の対策</p> <p>6 広報体制</p> <p>(1) 利用者に対する広報</p> <p>イ <u>移動相談所の開設</u></p> <p>被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため<u>速やかに移動相談所を開設する。</u></p>	<p>第 2 6 節 電力施設対策計画</p> <p>第 3 大規模災害が発生した場合の対策</p> <p>6 広報体制</p> <p>(1) 利用者に対する広報</p> <p>イ <u>臨時電気相談窓口の設置</u></p> <p>被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、<u>臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。</u></p>	<p>県計画との整合</p>

頁	旧（平成 22 年度）	新（平成 23 年度修正案）	修正の理由
298	<p>第 5 章 災害復旧計画</p> <p>第 4 節 震災復興都市計画の決定手続き</p> <p>第 3 建築基準法第 8 4 条（被災市街地における建築制限）の指定について</p> <p>市街地に災害のあった場合において、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、<u>特定行政庁（建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の区域については都道府県知事をいう。）</u>は、原則として「緊急復興都市計画整備地区」を建築基準法第 8 4 条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。）に定める。</p> <p>第 5 復興都市計画事業の都市計画決定について</p> <p>市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やかに行うこととする。</p>	<p>第 5 章 災害復旧計画</p> <p>第 4 節 震災復興都市計画の決定手続き</p> <p>第 3 建築基準法第 8 4 条（被災市街地における建築制限）の指定について</p> <p>市街地に災害のあった場合において、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、<u>愛知県知事</u>は、原則として「緊急復興都市計画整備地区」を建築基準法第 8 4 条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。<u>更に一月を超えない範囲内において期間を延長することができる。</u>）に定める。</p> <p>第 5 復興都市計画事業の都市計画決定について</p> <p>市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（<u>被災後 6 ヶ月を目途</u>）に行うこととする。</p>	<p>県計画との整合</p>